

令和5年度（2023年度）第1回

北海道環境審議会水環境部会

議 事 録

日 時：2024年1月25日（木）午後1時開会
場 所：北海道第二水産ビル 8階 8A会議室

1. 開 会

○事務局（菱沼課長補佐） 令和5年度第1回北海道環境審議会水環境部会を開会させていただきます。

私、事務局をさせていただいております循環型社会推進課の菱沼と申します。議事が始まるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、小椋委員、瀧波委員、五十嵐委員、越智委員の4名がご都合により欠席されておりますが、本部会の総員12名のうち、8名のご出席をいただいております。

過半数に達しておりますので、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

あわせまして、本日、高石委員はオンラインによる出席となっておりますので、ご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（菱沼課長補佐） 開会に当たりまして、水・大気環境担当課長の久保より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○久保水・大気環境担当課長 皆様、どうもお疲れさまでございます。循環型社会推進課水・大気環境担当課長の久保と申します。

本日は、お忙しいところ、北海道環境審議会水環境部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本道の環境保全行政の推進にご理解とご支援をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

水環境部会につきましては、北海道環境審議会から水質汚濁防止法の規定に基づく水質測定計画の作成や環境基本法の規定に基づく生活環境に係る環境基準の水域類型の指定などについて付託を受けまして、調査審議を行うために設置されているものでございます。

このため、道内の水環境に係ります産学官の様々な専門的な知見をお持ちの皆様方にご参画をいただいているという状況となっております。

本日は、毎年度、審議いただいております水質汚濁防止法の規定に基づく水質測定計画の作成につきましてご審議をいただきたく、お集まりをいただいたところでございます。

令和4年度に道の水質測定計画に基づき実施いたしました公共用水域と地下水の測定結果につきましては、後ほど事務局から詳しく報告させていただきますけれども、生活環境項目であるBOD、CODの公共用水域全体の環境基準の達成率は90.8%という達成率になっているところでありまして、全道の地下水の概況の把握を目的とした調査につきましては、調査した道内27市町村の86の井戸のうち、五つの井戸で環境基準の超過が見られたこととなっております。その他においては基準を下回っているというところがございます。こうした結果から、道内の水環境というのはおおむね良好な水質を維持していると考えているところでございます。

本日の部会は、中村前部会長が委員の任期満了に伴いまして退任された後の初めての部会となりますので、まず最初に部会長を選出していただきまして、その後、令和6年度、来年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成につきまして諮問をさせていただきたいと考えておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

道といたしましては、北海道の水環境保全に向けまして関係機関の方と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご専門の立場からご助言を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますけれども、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員紹介

○事務局（菱沼課長補佐） 次に、今回の本部会は今年度初めての開催になりますので、お配りしました出席者名簿の順に委員の皆様をご紹介します。

まず、北海道大学大学院農学研究院教授の井上京委員です。

本日はご欠席ですが、北海道農業協同組合中央会副会長理事の小椋茂敏委員です。

こちらも今回はご欠席ですが、北海道漁業協同組合連合会代表理事常務の瀧波憲二委員です。

それから、室蘭工業大学大学院工学研究科教授の中津川誠委員です。

北海道大学大学院工学研究院教授の佐藤久委員です。

酪農学園大学農食環境学群環境共生学類教授の中谷暢丈委員です。

今回はご欠席ですが、国土交通省北海道開発局建設部河川管理課河川情報管理官の五十嵐幸雄委員。

それから、海上保安庁第一管区海上保安本部警備救難部環境防災課長の伊藤大介委員です。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所さけます部門長の越智洋介委員ですが、今回はご欠席です。

経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長の黒澤和彦委員です。

経済産業省北海道産業保安監督部鉱害防止課長の鈴木正和委員です。

国土交通省北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課長の高石博之委員ですが、リモート参加をさせていただいております。

以上でございます。

新任の委員の皆様、そして、継続の委員の皆様、今年度もよろしくお願いいたします。

また、本日は、北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部のエネルギー・環境・地質研究所から丸谷専門員にご参加いただいております。

オンラインで山口主査もご参加いただいております。

本日、瀧波委員が欠席されておりますことから、同連合会の中村環境部次長にオブザーバーとしてご出席いただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎資料確認

○事務局（菱沼課長補佐） 本日、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

上から順に、本日の次第、出席者名簿、配席図が一つにまとまってホチキス留めになっております。次に、資料1の諮問の写し、資料2-1の公共用水域の水質測定結果の概要と関係の資料、資料2-2が公共用水域の水質測定計画の作成方針、資料3-1が地下水の水質測定結果の概要、資料3-2が地下水の計画策定の方針（案）です。その他資料としまして、北海道環境審議会の関係規則がお配りさせていただいております。それから、次第には記載しておりませんが、これら配付資料とは別に情報提供としまして、北海道新幹線工事にかかる水質監視への対応についてをお配りさせていただいております。

◎審議会概要説明

○事務局（菱沼課長補佐） それでは、審議会の説明をさせていただきます。

本日の水環境部会でございますが、初めての委員もいらっしゃいますので、北海道環境審議会について、その他資料としてお配りさせていただいております北海道環境審議会関係規則を用いてご説明いたします。

まず、1ページ目の北海道環境審議会条例をご覧ください。

第1条についてですが、環境基本法などの各規定に基づく環境の保全に関する基本的事項、それから、重要事項を調査審議するための審議会として北海道環境審議会を置くこととされております。

次に、2ページ目にですが、第7条では審議会に必要な部会を置くことができるという規定がございます。

次に、4ページ目ですが、運営要綱の第2条第1項に水環境部会の設置が定められております。これが本日の水環境部会の設置についての規定となります。

また1ページ目に戻りまして、第3条に委員、第6条に特別委員、2ページ目の第8条には専門委員の任命について規定がございます。

また4ページ目に行きますが、運営要綱の第2条第2項の指定事項は、審議会の付託があったものとみなすと規定しておりまして、次の第3項のとおり、部会の決議をもって審議会の議決とするという規定になっております。

それから、水環境部会の指定事項としましては、5ページ目ですが、運営要綱に基づく指定事項についての水環境部会のところで定められております。本日は、こちらの（2）水質汚濁防止法関係のイの法第16条第1項の規定に基づく測定計画の作成に関してご審

議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

審議の前に皆様にお願いがございます。

本日の会議は終了後に議事録を作成いたします。そのため、発言の際には、恐れ入りますが、お近くのマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど申しましたとおり、今回は今年度初めての部会ですので、部会長選任までの間、議事を事務局の久保が進めさせていただきます。

3. 部会長の選出及び職務代理者の指名

○事務局（久保水・大気環境担当課長） それでは、部会長が選任されるまで進行を務めさせていただきます。

部会長につきましては、これまで北海道大学の中村太士様に務めていただいておりますけれども、昨年末をもちまして任期が満了ということで、まずは、水環境部会の部会長の選出と職務代理者の指名をお願いしたいと思っております。

部会長は、部会を代表し会務を総理する者としておりまして、審議会から付託されました事項の審議調査の結果を審議会に報告するなどの職務を行うことになっております。

部会長の選出は、環境審議会条例施行規則第2条第3項の規定に基づきまして、当部会に属する委員及び専門委員から互選することとされております。

また、職務代理者は、環境審議会運営要綱第3条第2項の規定によりまして、部会長が指名をすることとされております。

まず、部会長の選出となりますけれども、どなたかご推薦はございますでしょうか。

○井上委員 これまで、この部会の部会長代理を長く務めていただいております中津川委員にぜひ部会長をお願いしたいと思います。

○事務局（久保水・大気環境担当課長） ありがとうございます。

ただいま、中津川委員を推薦するご意見がありましたけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（久保水・大気環境担当課長） それでは、中津川委員に部会長をお願いしたいと思います。

お手数ですが、中津川委員には、部会長席にご移動いただきまして、以降の議事進行をお願いいたします。

〔部会長は所定の席に着く〕

○中津川部会長 ただいま、部会長にご指名いただきました室蘭工業大学の中津川でございます。以後、よろしくお願いいたします。

私は、大学では土木工学の水の分野の研究をしまして、最近、災害が多いので、水害などの研究が多いのですけれども、一応、水環境も専門分野でやっております、この部会にもメンバーとして加えていただいている経緯がございます。

先ほどご説明あったとおり、この部会は、公共用水域の水質測定計画とかチェックをし

たりということをするようになると思うのですけれども、部会の中では、お気づきの点、改善すべき点等がありましたら、忌憚のないご意見をいただければと思います。

委員、事務局の方々には、運営の協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、以降の議事を進めたいと思ひます。

まず、先ほど事務局からご説明があつた職務代理者の指名ですが、井上委員に願ひすることにしたと思ひますのですけれども、よろしいでしょうか。

○井上委員 承知しました。

○中津川部会長 ありがとうございます。

4. 議 事

○中津川部会長 それでは、早速、議事に入ります。

配付された次第3の議事(1)のとおり、諮問事項として、令和6年度(2024年度)公共用水域の水質測定計画の作成について、令和6年度(2024年度)地下水の水質測定計画の作成についてとなっております。

本日は、この二つの計画について、水環境部会に諮問することになっています。

それでは、事務局から諮問をお願いいたします。

○事務局(久保水・大気環境担当課長) 諮問させていただきます。

水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、同法第16条第1項の規定に基づく次の事項について貴審議会に諮問します。

1 令和6年度公共用水域の水質測定計画の作成について。

2 令和6年度地下水の水質測定計画の作成について。

よろしくお願ひいたします。

[諮問書の手交]

○中津川部会長 ただいま、諮問文を受け取りました。

皆様のお手元の資料1が諮問文の写しとなっております。

令和6年度(2024年度)公共用水域と地下水の水質測定計画の作成について、北海道知事から北海道環境審議会に諮問がございました。

本件については、先ほど事務局から説明があつたとおり、北海道環境審議会運営要綱第2条第2項による指定事項として、北海道環境審議会から水環境部会に付託があつたものとみなされ、水環境部会の決議をもって北海道環境審議会の決議となります。

水環境部会において、この諮問事項に対しての調査審議の方法や日程について、事務局から提案があれば示してください。

○事務局(菱沼課長補佐) 公共用水域と地下水の測定につきましては、水域測定計画に定められた河川などの測定地点や井戸の水を採取して分析いたします。道では、この採水や、分析を民間の事業者へ委託して実施しております。

そのため、委託の入札手続の日程を踏まえまして、部会の答申は、既に皆様のご都合を

事前にお伺いしてお知らせさせていただいておりますが、2月8日木曜日に第2回部会を開催して答申をいただきたいと考えております。

この期間で答申をいただくと考えますと、本日の部会で水質測定計画作成方針（案）についてご審議いただきまして、ご了承いただければ、次回の部会で、事務局が作成方針に基づき作成した水質測定計画案についてご審議をお願いしたいと考えております。

○中津川部会長 ただいま、事務局から提案がございました。

事務局が示した本日、水質測定計画作成方針（案）を審議し、2月8日に開催する2回目の本部会で水質測定計画案を審議するという方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中津川部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、令和6年度公共用水域の水質測定計画の作成について審議したいと思います。

初めに、令和4年度公共用水域の水質測定結果について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（加藤主任） 循環型社会推進課水環境係で公共用水域の事務を担当しております加藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、令和4年度公共用水域の水質測定結果の概要につきまして、1ページから順にご説明させていただきます。

右上に資料2-1と記載された資料をお手元にご用意ください。

まず、1ページ目の1測定水域及び測定地点数をご覧ください。

北海道では、水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性が高い休廃止鉱山などの汚濁源がある水域を中心に水質の常時監視を実施しております。

水質測定は、道が毎年策定する水質測定計画に基づきまして、道のほか、北海道開発局、それから、水質汚濁防止法政令市の札幌市、函館市、旭川市と、室蘭市や石狩市といった関係市がそれぞれ分担して行っているところです。

令和4年度は、令和3年度の本部会で審議、ご了承いただきました公共用水域の水質測定計画に基づきまして、計画どおり公共用水域97水系の262類型指定水域、500地点で常時監視を行いました。その下の表が内訳となっております。

次に、2の水質汚濁の状況の（1）生活環境項目のアのBOD・CODに移ります。

中ほどの表は、河川、湖沼、海域のBOD・CODの達成率を示しております。

全体の達成率は90.8%で、前年度の90.1%からほぼ横ばいの結果となりました。

湖沼につきましては54.5%となっております。昨年度より達成水域につきましては一つ増えましたが、湖沼は閉鎖性水域でありますことから早期に改善することがなかなか困難であり、それぞれの地元自治体ですとか住民、管理者などの方が水質改善に向け様々な取組がなされておりますけれども、達成率の低い状態が続いております。

類型ごとの達成率の詳細は4ページ目の別紙（1）に、また、令和4年度に環境基準未

達成となりました水域は6ページ目の別紙2（1）にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

またページが飛んでしまい申し訳ありませんが、27ページから62ページ、こちらのカラーのグラフになりますけれども、こちらが、全ての環境基準点の10年間にわたるBOD・CODの経年変化を示しております。

例えば、27ページの右下にあります茨戸川下流のように、背景が青色のものは令和4年度に環境基準未達成となっている水域となっておりますので、こちらも併せてご確認ください。

BOD・CODの未達成となった水域につきましては、もう少し具体的な内容を65ページの北海道の地図を用いてご説明させていただきます。

この図で、赤色の丸や四角で地図上にプロットしてある地点がBOD・CODにおける環境基準未達成の地点になっておりまして、その原因や対応を白い四角の中に整理して記載してございます。

また、後ほどご説明いたしますけれども、同じ地図上の紫の丸や四角につきましては、ヒ素などの健康項目の基準未達成地点となります。

令和4年度にBOD・CODが未達成となった水域は全部で24か所ございますけれども、このうちの何地点かを抜粋して説明させていただきます。

まず、地図の一番左上にございます稚内海域（3）をご覧ください。

こちらの水域では平成30年に基準を超過して以来、4年ぶりの環境基準未達成となりました。

測定地点図を85ページに添付しておりますが、稚内海域（3）につきましては、ST-1からST-3までの三つの環境基準点がございまして、このうち、声問川の河口に最も近いST-3で環境基準を超過した状況となっております。

稚内海域に注ぐ声問川では、河口にあります声問橋を稚内海域の補助点として測定を行っているのですが、こちらではBODは低い値で推移しているのですが、CODが年間を通して8から17ミリグラム／リットルほどの値が検出されております。

測定を担当しております委託事業者からの報告では、ST-3では塩分濃度が通常32から34パーミル程度のところ、CODが高い値となりました12月の結果では28パーミルとなるなど、流入してくる河川水質の影響があったものと推測しているところでございます。

令和5年度の速報値も取りまとめておりまして、現在のところ、引き続き環境基準未達成となる見込みでございますが、令和4年度よりは低い値となりまして、基準値であります2.0ミリグラムを僅かに超過する程度となる見込みとなっております。

続きまして、地図の襟裳の右側辺りに白い枠であります覚生川、地点としては苫小牧市内の覚生橋となりますけれども、こちらは平成元年以来の基準未達成となりました。

こちらの地点では、年4回の測定を行いました、75%水質値は1.2ミリグラム、

最大値も1.2ミリグラムということで、数値としては例年に検出される値の範囲内で、大きな値ということではありませんでした。

覚生川の流域は主に森林でして、あまり汚濁源はないので、令和4年度以降に新たに設置された事業場ですとか、水質異常等の有無について胆振総合振興局にて確認しているのですけれども、特段の新しい施設の設置ですとか、水質苦情等もなく、異常は見受けられなかったという報告を受けております。

また、令和5年度の測定結果は、速報値ですけれども、全て1ミリグラムを下回る基準値内でありましたことから、一時的なものであったと考えているところです。

続きまして、資料2-1の2ページに戻っていただきまして、一番上のイの全窒素・全リンに移ります。

全窒素・全リンにつきましては、閉鎖性水域の富栄養化を評価する代表的な指標となります。達成率を表にしておりますけれども、湖沼につきましては全窒素で66.7%、全リンにつきましては72.7%となりまして、いずれも前年度と同じ結果となっております。

閉鎖性海域につきましては、全窒素は全ての海域で基準を達成しました一方、全リンにつきましては昨年度から達成水域が一つ減りまして、達成率は33.3%となっております。

類型ごとの達成率の詳細につきましては4ページ目(2)に示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、2ページ中段のウ、全亜鉛・ノニルフェノール・LASの水生生物の保全に係る水質環境基準項目につきまして、こちらは類型指定されている5河川58水域において測定を実施し、全ての水域で環境基準を達成しております。

次に、令和4年度から新たに環境基準の項目となりました大腸菌数についてご説明いたします。

資料の5ページの(4)をご覧ください。

結果の前に、簡単に大腸菌数の環境基準達成状況の評価方法についてご説明させていただきます。

大腸菌数は、これまでにご説明いたしましたBODや全窒素、全リンなどと異なりまして、水域ごとに達成状況の評価は行わず、環境基準点ごとにその地点において90%水質値が各水域に当てはめられた類型の環境基準に適合しているか否かということで評価されているところでございます。

大腸菌数の詳しい基準の設定の経緯等につきましては、お配りしております資料の101ページ目に参考資料を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

引き続き、5ページの結果を見ていきますと、河川では基準の適用される169地点のうち、107地点で基準を達成いたしまして、その達成率は63.3%となりました。また、湖沼、海域につきましては、基準を超過した地点はなく、達成率は100%となって

おります。

続いて、8ページに、令和4年度に大腸菌数が環境基準未達成となった地点の一覧を掲載しております。

基準未達成となりました地点は、令和4年度は62地点となっております。札幌市内などの市街地で高い値が検出されていますほか、例えば、上から8番目にございます佐呂間別川上流の敷島橋というところがあるのですけれども、こちらは周辺部が主に畑などの農地になっておりまして、こういった地点におきましても基準超過が確認されているところでございます。

こういった地点では、家畜ふん尿を利用した施肥などの影響も考えられるのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、大腸菌数につきましては令和4年度から測定を開始したところで、まだデータが不足している状況でもございますので、各地点の傾向などにつきましては、今後さらに注視してまいりたいと思っております。

続きまして、健康項目の結果についてご説明いたします。

資料の2ページにお戻りください。

(2)健康項目についてですが、こちらは重金属類や揮発性有機化合物など、人の健康の保護に関する基準項目27項目について、河川、湖沼、海域の計328地点で測定を実施いたしました。

その結果、鉛が河川1地点、ヒ素が河川6地点と湖沼1地点、ホウ素が河川1地点で環境基準を超過いたしました。

健康項目の測定状況は10ページ、別紙3の(1)に、項目ごとの測定、検体数や超過検体数を掲載しております。

また、11ページ、別紙3の(2)では、環境基準を超過した水域及び地点を表にしております。

こちらの11ページの表のうち、上から2段目にあります登別川水系登別川水域につきまして1点補足させていただきます。

登別川は室蘭市及び登別市が共同使用している千歳浄水場の水源として取水が行われている河川となっております。道では、水質汚濁防止法に基づく常時監視といたしまして、取水口地点であるクスリサンベツ川合流前地点と、その下流にあります登別川橋上流地点の2地点で測定を実施しております。これら2点の間にはクスリサンベツ川が合流しており、この河川は自噴する温泉ですとか登別温泉排水由来のヒ素を多く含んでいるため、その影響によりクスリサンベツ川合流後の下流地点でございます登別川橋上流のヒ素濃度が、例年、環境基準未達成となっているところでございます。しかしながら、クスリサンベツ川が合流する前の取水口付近の数値は全て環境基準値未満となっておりますので、参考値としてこちらの表に掲載しております。

補足事項は以上となりまして、続いて、少しページが飛びますけれども、63ページのグラフと、先ほども見ていただきました65ページの北海道の地図をご覧ください。

63ページのグラフは、健康項目で基準超過となった地点の過去10年の経年変化を超過項目ごとに示したグラフとなっております。続く65ページの地図は、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、紫の丸と四角でプロットしてある地点が健康項目で基準超過となっている地点を示しております。

健康項目の基準超過の要因としましては、いずれも廃止鉱山及びその周辺の湧水やその土地の地質、温泉といった自然由来によるものが主なものと考えておりますけれども、抜粋して1か所説明させていただきます。

地図の下側中央、先ほどご説明しました覚生川の左側にある長流川中流水域をご覧ください。

こちらは、廃止鉱山排水の処理水ですとか周辺の温泉排水、それから湧水などの自然由来の重金属が流入する水域でございます。これらが河川水質に影響を与えているものと考えられます。

このうち、廃止鉱山排水につきましては、道の経済部におきまして消石灰等による中和処理や鉱害防止対策工事、調査など継続した対策を行っているところでございます。

また、廃止鉱山に関する地点で基準超過が見られました場合には、速報値を経済部とも共有し、測定日前後において坑廃水処理が適切に行われているかなどの状況を確認しております。こちらの地点についても測定日前後でも問題なく対策が行われているということを確認しております。

そのため、引き続き、関係部局と密に情報共有を行いながら今後の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、(3)要監視項目ですけれども、こちらは知見の収集のためにP R T R届出事業所付近などで測定を実施しているものになります。環境基準はありませんけれども、環境省におきまして、暫定的な目標値として指針値が定められております。

要監視項目の測定状況につきましては、12ページの別紙4に掲載しておりますけれども、河川、湖沼、海域の64地点で監視を行いました結果、全地点で指針値以下の結果が出ております。

続いて、同じく3ページ(4)の特殊項目・その他項目になります。

特殊項目につきましては、過去に高い値を示した地点の継続監視のために測定を実施しております。基準値や指針値はございませんので、参考数値としての測定を継続しております。

また、塩化物イオンなどその他の項目につきましては、環境基準未達成の原因究明のための参考値として測定を行っております。

測定状況につきましては、13ページの別紙5に記載してありますので、後ほどご確認ください。

次に、(5)特定項目になりますけれども、こちらのトリハロメタン生成能につしまし

ては、水道水源水域の取水口周辺19地点で測定を行っております。

こちらの項目につきましては、環境基準はありませんが、水道水質基準と比較しますと3地点で最大値が基準を超過いたしました。平均値は基準値内というような結果となっております。

測定状況につきましては14ページ、別紙6に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして(6)鉱山関係になります。

こちらは健康項目の測定のうち、休廃止鉱山排水の影響を監視する目的で、カドミウム、鉛、ヒ素、総水銀を測定しております。

15ページの別紙7に道で把握している休廃止鉱山の監視地点とそれぞれ測定項目の値を示した表がございますので、こちらも後ほどご確認ください。

最後に、67ページに、環境基準未達成頻度の高い閉鎖性水域の状況についてまとめた資料を添付しておりますので、こちらも併せてご確認くださいと思います。

測定結果の報告につきましては以上となります。

○中津川部会長 ご説明をありがとうございました。

令和4年度の公共用水域の水質測定結果についての説明がございましたが、質問等がございましたらよろしくお願ひします。

佐藤委員、お願ひします。

○佐藤専門委員 大腸菌数の話がありましたけれども、令和3年までは大腸菌群数だったわけですね。何か関連みたいなものは調べてはいないでしょうか。

例えば、環境省から調べるようにとされている、例えば、大腸菌群数でよく超えていたところが大腸菌数にすると超えなくなったとか、逆はあるのかとか、せっかくですので、そういう整理をするといいいのかなと思ひました。何か情報をお持ちでしたらお聞かせ願ひしますでしょうか。

○事務局(加藤主任) 環境省から同時測定するようにといった指示はないところでして、道としても、令和4年度につきましては、群数と菌数同時に測定しているところはないような状況です。

今のご指摘のありました大腸菌群数は超えていたけれども大腸菌数で適合しているといった地点もやはり幾つかございまして、例えば、令和元年から3年までずっと群数で基準超過していた地点のうち、令和4年度で菌数超過検体がなかったところは、例えば、札内川上流の南帯橋というところ。こちらは、令和3年度は日間平均値のさらに年間平均値を取りますと930という値が出ていたのですが、令和4年度の菌数ですと、90%水質値で12CFU/100ミリリットルで基準達成となっております。

それから、茨戸川中流の樽川合流前も、令和3年度は5万とか6万という大きな値が出ていたのですけれども、こちらも令和4年度は90%水質値が260という値になっておりまして、基準を達成というような形になりました。

関連性というところでは相関関係が認められていない項目になりますので、単純な比較は難しいのですけれども、このようなところの地点におきましては、令和4年度は基準達成という状況になっております。

○中津川部会長 私もこの点は気になったのですが、大腸菌群数で測っていた時代は、土壌性の大腸菌も含まれているということで、北海道は結構高めの値が出ると聞いていたのですけれども、大腸菌数になってから、ふん便性のほうに限定してという結果になっているという理解でした。

この達成率を見ますと、やはりそんなに高いわけではなく、むしろAA類型は38%しか達成していないので、ふん便性のものは依然として検出されているという結果に見えるのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○事務局（加藤主任） ほかの都道府県の状況も今後は比較していかなければならないと考えているのですけれども、例えば、現在、他県の状況で確認できたところでございますと、河川は35%から60%前後の達成率という形になっておりまして、湖沼、海域については他県でも100%の達成率という形になっております。やはり、全国的に見ても、大腸菌数になっても河川におきましては達成率があまり高くない状況が継続していると考えております。

○中津川部会長 その辺の原因ですね。なぜふん便性のものが検出されるかというのは、まだ1年ですから、今後何年かデータを蓄積して、先ほどのご説明の中では家畜ふん尿の影響もあるというお話があったのですけれども、そういう場所で高くなっているのかどうかという原因のチェックもしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○中谷専門委員 先ほど説明のありました河川の中の環境基準達成率の中で、資料の65ページの環境基準未達成の中で、帯広川下流がBODの環境基準を達成できていないと。これは平成20年以来の基準未達成ということで、過去10年で最高値ということですが、原因が下水処理水などの流入となっています。

もともと平均値で見ると2ミリグラム／リットルぐらいという推移できている中で、今回たまたま高かったのか、下水処理水等の流入ということですが、なぜ環境基準を超えてしまったのか、もう少し詳しく話していただけるとありがたいです。

○事務局（加藤主任） こちらの地点につきましては、今年度、令和5年度も引き続き高い値が出ておりまして、基準未達成となるような状況になっております。

こちらの札内川合流前の地点は、帯広市内にある下水処理場のすぐ下流の地点になっております。

測定につきましては、道と帯広市と半分ずつ、それぞれ年4回、計8回測っており、お互いに情報共有はしているのですけれども、下水の処理量の変化などについても確認していますが、令和3年と比較して処理量が増えたということはないという回答を得ております。

また、十勝総合振興局を通して現地の立入検査も行っているのですが、基準を超過した日の排水も、排水基準は間違いなく遵守しているということを確認しております。

今、帯広市では、下水処理の統合事業を行っているところで、帯広市の公表資料によりますと、統合後の供用開始が令和11年からとまだ先になるのですが、そういった対策も行っているということで、引き続き数値については継続監視していきたいと考えております。

○中谷専門委員 下水処理場等の流入と書いてあったので、下水処理場が直接影響しているというのはおかしな話だなと思っていました。話を聞いていると、結局のところ、原因はまだ分からないという実情かと思いますが、もしかしたら下水処理場以外のものがあるのかもしれないので、しばらく継続して監視していただきたいと思います。

○中津川部会長 私もここが気になっていたのですが、こういう表現をすると、あたかも下水処理水が犯人であるかのように見えてしまいます。原因はまだはっきり分からないということで、老朽化とか、いろいろな処理の問題とか、下水処理をやっていること自体は悪いことではなくて、環境基準を遵守するためにこういうことをやっているの、それが原因だという言い方というよりは、もうちょっと裏にある原因を少し調べてもらったほうがいいのではないかと思います。

引き続き、帯広市と情報共有してやってほしいと思います。

ほかにかがででしょうか。

私から一つ、答えるのがなかなか難しいかもしれませんが、申し上げます。

今さらながらという話で、1ページ目の公共用水域の環境基準達成率の推移を見ますと、河川は非常に高く、湖沼が5割ぐらいしかないという推移ですが、これはどうすればいいのかというか、こういう状態が何十年もずっと続いて、こんなものでいいのだという話なのか、改善に向けていくような動きに持っていかなくては駄目なのか、どういう解釈をすればいいのか、どういう見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思いました。いかがでしょうか。

○事務局（加藤主任） 基準未達成となっている水域につきましては、地元でいろいろな対策が取られているところですし、特に基準の達成率が低くなっている湖沼につきましては、道としましても、継続して未達成となっている水域におきまして基準未達成の調査などを行っておりますので、そういったところを地元さらに追加して、改善に向けた対策を地元と情報共有しながら進めていかなければならないと考えております。

○中津川部会長 その辺の話が67ページにまとめられていて、いろいろな対策が書いてあるのですが、結局、そういうことをしても全然改善してっていない、これを見たらもう少し見直しが必要ではないかという解釈もできるのですが、そういうやり取りがあるのかどうか、これはそういうものだと見ているだけなのか、どういう扱いをすればいいのかということですが、何かお考えはありますか。

○山口オブザーバー 湖沼につきましては、阿寒湖で超えますので、調べてはいますけれ

ども、自然由来のものでもそれなりにCODがあるなどという面もあります。

例えば、自然由来だからというだけで類型を変えてしまっているのかということも確かにありますので、本当にそれが自然由来なのか、改善の見込みがないのか、そういったことをいろいろ検証した上で、行政的な見方も含めて検討できればなど考えております。

○中津川部会長 答えを出すのはなかなか難しいと思います。全国的な話でもありますし、教科書にもこういうことが書かれていますので、このとおりですけれども、このままでいいのかという話ではないと思います。これは環境省などのマターになるのかもしれないですが、もう少し示していただければというお願いです。いかがですか。

○山口オブザーバー それは、道と道総研でいろいろ検討して、自然に対して悪影響を見逃すようなことのないような方針を立てて、その上で、なおかつ見直せるところは見直すということで進められればなど考えております。

○中津川部会長 ありがとうございます。

この件についてほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 ほかに質問がなければ、次に、令和6年度公共用水域の水質測定計画策定方針(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(加藤主任) 道の測定計画の策定方針につきましては、資料2-2をご覧ください。

測定計画の方針につきましては、5ページの参考1に添付させていただいております国から示されている処理基準と、9ページ目の参考2に平成16年の当審議会で決定された公共用水域の水質の常時監視に関する基本的な考え方というものを基本としております。

細部につきましては、資料2の最初につけておりますこの方針を毎年作成しまして、それに沿って計画を検討、作成する形で進めているところです。

令和6年度の計画作成に係る方針の中身につきましては、過去からの継続したモニタリング状況や常時監視の趣旨を勘案しまして、例年と同様とさせていただきたいと考えております。

作成方針(案)は地点の選定と、測定項目の選択、測定頻度の設定の三つの柱で構成しております。方針案、本体を四角い点線の太枠で囲った形で記載し、その下に、補完的な説明として、例示、考え方を付け加えたつくりとしております。

この方針(案)の中身につきまして、ここでは要点のみをご説明させていただきます。

まず、1、測定地点の選定についてですが、このうち、(2)につきましては、複数の環境基準点が設定されている類型指定水域につきましては、水域の特性や、これまでの濃度変化等を考慮しまして、ローリング方式による測定地点を選定することといたします。

例えば、水質が安定しました一つの水域に複数の環境基準点が設定されている場合につきましては、2年に1回または3年に1回と数年サイクルで調査を実施いたします。

続きまして、黒枠のすぐ下にある地点選定の見直しについてですけれども、環境基準の

大幅な超過が続いていたり、数値が悪化傾向にある水域などにつきましては、その原因究明ですとか、経過観察のために補助点やその他地点を増設いたします。

一方で、長年に渡りまして水質が安定している水域や、利水状況が変化し補足調査等が不要になりました補助点などにつきましては、測定を休止したいと考えております。

また、過去からの水質の状況を鑑み、地点を追加したり中止したり、ローリング方式に切り替えるなどして効率化を図っていく考えです。

続いて、2ページ目に移ります。

(4) 健康項目のうち、検出される可能性が非常に低いと考えられる項目につきましては、ローリング方式への転換や、測定を一時休止することとしております。

(8) その他項目につきましては、基準超過の原因究明のためにデータを蓄積し、対応を考える上でも重要な項目でありますので、長期的な傾向を把握できるように測定を継続いたします。

続きまして、3ページ目に移ります。

こちらは、測定頻度の設定ですが、方針としましては、(3) 健康項目については、これまでの検出状況に考慮した測定頻度といたします。

中段にございます「健康項目に係る測定頻度について」に記載がございますけれども、年1回を基本とし、これまでの検出状況を勘案し、基準超過ですとか高濃度で検出された地点については回数を増やし、一方で、長期間検出がない地点につきましては一時休止やローリング方式への転換を図っていきたいと考えています。

続いて、方針の(4) 休廃止鉱山に係る測定地点につきましては、鉱山の特性やこれまでの検出状況等を考慮した測定頻度といたします。

最後に、測定時期の効率化についてですが、同一地方の同じ測定項目はなるべく同じ月になるよう、例えばまとめて採水に行き、まとめて分析ができるように、地点の調整、集約をし、効率化を図りたいと考えております。

これらの方針を踏まえました具体的な地点の検討の詳細につきましては、第2回目の部会で報告させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○中津川部会長 ただいまご説明いただきました令和6年度の公共用水域の水質測定計画作成方針(案)について、何かご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

方針ということなので、具体的には第2回目に提示されるということで、特に例年と何か変わっている部分がありますか。

○事務局(加藤主任) 例年どおりの内容となっております。

○中津川部会長 ということで、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 意見等がなければ、令和6年度公共用水域の水質測定計画作成方針は事務局案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり了承したいと思います。

次回、2月8日の本部会で、令和6年度公共用水域の水質測定計画の審議を行いたいと思いますので、事務局はこの作成方針に基づき令和6年度公共用水域の水質測定計画(案)を作成してください。

続きまして、地下水の水質測定計画の作成についてのご審議をお願いしたいと思います。

令和6年度地下水の水質測定計画の作成について、まずは令和4年度の地下水の水質測定結果について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(工藤専門主任) 資料の説明に入ります前に、昨年度の部会でご質問があった件について、二つ報告させていただきます。

一つ目に、室蘭市のガソリンスタンドから油が漏えいし、敷地内の土壌で基準値を上回るベンゼンが検出された件につきまして、地下水水質測定計画外ではありますが、調査を実施しましたので、報告いたします。

昨年4月、ガソリンスタンドがある室蘭市高砂地区内の飲用井戸を一つ選定いたしまして、ベンゼンに係る水質調査を実施いたしました。

その結果、ベンゼンは報告下限値である0.001ミリグラム/リットルを下回り、環境基準の超過はありませんでした。

二つ目に、道内の市町村の井戸把握状況について、政令市を除く道内176市町村に照会いたしましたので、ご報告いたします。

昨年、道内市町村に対し、管内の井戸を把握しているかどうかという照会をしたところ、把握していると回答した市町村は98市町村、把握していないと回答された市町村は78市町村でした。

なお、現在把握していないと回答された市町村におかれましても、水道未普及地域にある世帯数からおおむね推計はできるとご連絡いただいたところや、過去に作成した井戸台帳などがあるという市町村もございました。

昨年度の部会に係るご報告は以上です。

それでは、令和4年度の地下水の水質測定結果の概要につきまして、資料3-1でご説明いたします。

地下水の常時監視につきましては、国から示されている処理基準のほかに、平成16年度に当審議会から答申をいただきました「地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方」に基づいて作成した計画に従って、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査という三つの調査区分で調査を実施しています。

当審議会でご答申いただいた基本的考え方については、参考資料3-2の7ページ目に参考2としてつけておりますので、そちらで調査区分の概要について簡単にご説明いたします。

資料3-2の7ページ目です。

こちらの1番目に調査区分という表がありまして、縦に、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査と記載されております。定期モニタリング調査は、現在、継続監視調査と呼んでおります。

まず、概況調査ですが、こちらの調査は、全道の地下水の全体的な水質の概況を把握するために実施する調査です。

右側の備考欄には、計画的に実施する必要があるため、5か年計画を作成し、実施するとありますが、表の下の米印のところ、平成17年度から7か年計画とするということ部会です承されております。

1枚めくっていただきまして、9ページ目に概況調査の年次計画を添付しております。

この計画は、令和元年から令和7年度までの年次計画になっております。後ほど、令和4年度に実施した概況調査27市町村分の結果についてご説明させていただきます。

7ページに戻っていただきまして、次に、汚染井戸周辺地区調査になります。

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査などで環境基準を超える汚染が発見された地区において、その汚染の範囲を確認するために実施する調査となっております。

それから、下の定期モニタリング調査ですが、現在は継続監視調査となっております。

汚染井戸周辺地区調査などにおいて環境基準を超える地下水汚染が確認された地区における経年的な変化を把握するため、継続して監視をする調査になっています。

それでは、最初の資料3-1の一番初めのカラーの北海道地図が載っている資料に戻っていただきたいと思っております。

令和4年度の地下水の水質測定結果の概要について説明させていただきます。

地下水の調査は、北海道のほかに、北海道開発局と水質汚濁防止法政令市である札幌市、旭川市、函館市で実施しており、令和4年度は、概況調査を27市町村、86本の井戸で実施、汚染井戸周辺地区調査は2市町、23本の井戸で実施、継続監視調査は51市町村、199本の井戸で調査をしております、延べ308本の井戸を調査しております。

下の図1は、令和4年度に実施した市町村を調査区分別に色分けしたものです。

黄色の市町村は、概況調査のみを実施した市町村です。青は、継続監視調査のみを実施した市町村になります。ピンクは、概況調査と継続監視調査を実施した市町村です。赤は、概況調査と汚染井戸周辺地区調査と継続監視調査の3種類の調査を実施した市町村です。

合計66市町村で調査を実施いたしました。

色がついていない白色のところは、令和4年度は調査を実施していない対象外の市町村になりますが、先ほど説明させていただきましたとおり、7年で全道の市町村を一巡し、概況の調査をする計画としております。

次のページから各調査区分の詳しい内容を説明させていただきます。

2ページ目になります。

(1) 概況調査の調査結果の概要ですが、表1は、平成元年度から概況調査の実績の推

移をまとめております。

一番下の令和4年度を太い枠で囲っております。

令和4年度は、基準超過した井戸が5井戸で、超過率は5.8%となっております。

3ページ目に移っていただきまして、表2は令和4年度概況調査結果を測定項目別に整理した表になっておりまして、調査した井戸が飲用なのか、飲用外なのかということも分けて整理しております。

先ほど、環境基準値を超過した井戸が5井戸と説明させていただきましたが、その内訳は、上から5番目のヒ素が飲用外で2井戸、上から17番目、真ん中より少し下のところですが、テトラクロロエチレンが飲用井戸で1井戸、飲用外で1井戸、下から4番目の硝酸性窒素等が飲用で1井戸になっております。

6ページに移っていただきまして、概況調査の結果を市町村別の表にまとめたものもございます。

環境基準値を超過した5井戸の内訳は、表の一番上の札幌市がヒ素で1井戸、テトラクロロエチレンで2井戸、表の上から17番目の遠別町でヒ素が1井戸、表の下から3番目の芽室町で硝酸性窒素等が1井戸となっております。

ヒ素については、環境基準値が、0.01ミリグラム／リットルのところ、札幌市が0.085ミリグラム／リットル、遠別町が0.034ミリグラム／リットルで基準超過しております。

テトラクロロエチレンについては、環境基準値が0.01ミリグラム／リットルのところ、札幌市で最大0.021ミリグラム／リットルで基準超過をしたということです。

硝酸性窒素等につきましては、芽室町で環境基準が10ミリグラム／リットルのところ、11ミリグラム／リットルと基準超過しております。

次に、4ページに戻っていただきまして、(2)汚染井戸周辺地区調査になります。

汚染井戸周辺地区調査では、札幌市で21井戸、芽室町で2井戸の計23井戸で調査を実施しています。

札幌市では、ヒ素が2井戸、トリクロロエチレンが1井戸、テトラクロロエチレンが2井戸で環境基準値を超過しています。

芽室町では、硝酸性窒素等が2井戸で検出されておりますが、環境基準値を超過した井戸はありませんでした。

調査結果の概要は、6ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、5ページ目の(3)継続監視調査です。

継続監視調査は、汚染が確認された地区の経年的な変化を監視するということで実施しているので、全体的に見て、今までのほかの調査と比べると超過率が高い状況になっております。

調査結果を表4にまとめております。

調査井戸199本のうち、82井戸が環境基準を超過しておりまして、超過率は41.2%となっております。

測定項目別の環境基準値の超過状況は、多い順に、硝酸性窒素等が36井戸、次いでヒ素が28井戸、テトラクロロエチレンが12井戸、1,2-ジクロロエチレンが3井戸、フッ素が2井戸、四塩化炭素とホウ素が1井戸となっております。

継続監視調査につきましても、調査結果を市町村別に整理したものが7ページにございますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、13ページ目の資料3-1、参考をご覧ください。

これまでは、北海道と政令市、開発局分をまとめた調査結果をご説明しておりましたが、ここからは北海道調査分の継続監視調査の話をさせていただきます。

13ページ目は、令和4年度の継続監視調査のうち、(1)硝酸性窒素等、14ページの(2)は揮発性有機化合物VOC、(3)は重金属などのその他の項目を継続監視している井戸の一覧になっています。

なお、(3)の下に、参考として飲用井戸で環境基準値を超過したときの対応について載せてあります。飲用井戸で環境基準値を超過したときは、保健所などが飲用井戸設置者に対しまして飲用指導を行うこととなっております。

続きまして、22ページの北海道地図をご覧ください。

これは、北海道調査分の井戸を、硝酸性窒素等を黄色、VOCは赤、その他項目は青で調査井戸の地点を落とした概要図になっています。

記号の中の番号は、先ほどご覧いただきました13ページと14ページの井戸一覧の市町村の左側に書いてある番号とリンクしております。

環境基準値を超えている地点は、記号の中の色を塗り潰しております。

環境基準値未満の地点につきましても、白抜きの記号となっております。

全道的な傾向として、硝酸性窒素を継続監視している井戸が多く、継続監視調査井戸の全体の7割以上が硝酸性窒素を監視しているものになっています。オホーツクや十勝などの畑作地域で多くなっており、VOCは都市部などで多くなっています。

戻っていただきまして、15ページ目をご覧ください。

15ページからは、継続監視調査の過去10年間の数値の推移をグラフで載せております。

グラフは、硝酸性窒素等、VOC、その他の項目に分けてまとめております。

環境基準値は、黒の実線で表しています。

グラフの凡例は、13ページの一覧の地区名に記載している番号と市町村名になっています。

グラフは、ある程度の地域のまとまりで一つのグラフにしております。

また、グラフの背景色を薄だいたい色に着色しているものは、濃度が高い地区があるので、グラフの縦軸の最大値濃度をほかのグラフより上げて作成しているものです。

凡例に同じ番号が複数あるものは、井戸の廃止などにより、周辺の代替井戸で測定をしている地点になります。

16ページの右上のオホーツク管内、ナンバー24から26のグラフをご覧ください。こちらは、硝酸性窒素等のグラフになっています。

水色の26番の井戸の濃度が高かったため、背景を薄だいたい色に着色しております。同じグラフの下の凡例をご覧ください。

25番と26番の井戸は、当初調査していた井戸が廃止されたため、それぞれ周辺の井戸を代替として測定しているために、凡例に番号が二つ入っております。

なお、水色の26番の井戸は、グラフを見ていただくとお分かりになるかと思うのですが、令和2年度は、硝酸性窒素等の濃度が16ミリグラム／リットルだったのですけれども、令和3年度は36ミリグラム／リットルと2倍以上に跳ね上がっております。このため、井戸の状況を確認したのですが、井戸周辺の土地利用状況に特段変化はなかったとのことでした。

急激に濃度が高まった原因は不明ですが、こちらの井戸は浅井戸のために、雨などの周辺環境の影響を強く受けた可能性なども考えられます。

令和4年度は25ミリグラム／リットルまで下がっております。濃度が下がってきておりますが、まだ環境基準値を超過している状態のために、今後も継続的に濃度の推移を監視していく必要があります。

全体的な傾向として、地下水の流れは非常に遅く、一度汚染されると浄化されるのに時間がかかるため、濃度に変化があまり見られないところが多いです。

19ページからは、揮発性有機化合物VOCのグラフになっております。

各項目については検出または超過の項目がある井戸をグラフにしております。

未検出の井戸などにつきましては、グラフの表記を省略しております。

VOCは、北見市や帯広市などの市街地などで高い数値が検出されており、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどにつきましては、ドライクリーニングなどの洗剤や金属の洗浄等に使われた溶剤が主な原因だと考えられております。

次に、21ページの中段以下はヒ素、フッ素、ホウ素のグラフになっています。

ヒ素のグラフにある紫の足寄町につきましては、他のところと比べて数値が高くなっておりますが、こちらの地区につきましては、過去に周辺にヒ素を使った事業場がないこと、周辺の地下水調査の状況や地質などから自然由来と考えられますが、継続監視を行うということで、当部会でご了解をいただいている井戸になります。

令和4年度の調査結果につきましては、以上です。

○中津川部会長 前段で室蘭市の地下水の水質汚染の話と地下水の調査地点の井戸の調査地点の現状についてご紹介あり、その後、令和4年度の地下水の水質測定結果のご説明がございました。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○佐藤専門委員 硝酸のところ、よく分からないのですけれども、牛のふん尿の適正な利用といいますか、農地にまくのが促進されているのではないかと思います。大分前からだとは思いますが、そういうことと硝酸の濃度の変化に相関があるかないかというまとめ方というか、考察というか、そういう観点で見られたことはないのでしょうか。

例えば、液肥なのか、そのままなのか、それをまいているところと井戸が近くないと出てこないとか、端的に言うと、家畜ふん尿と硝酸の濃度に関連が見えているのかということをご存じでしたら教えていただけませんかということです。

○事務局（工藤専門主任） 確かに、硝酸性窒素の汚染原因は、過剰な施肥とか家畜排せつ物の不適正処理などと言われております。家畜排せつ物の担当部局は農政部になりますが、適正な施肥についての営農指導や家畜排せつ物の適正管理を図るための現地指導など実施しているところであります。農政部とも情報を共有していますが、測定している井戸の深度など不明なところもございまして、単純にこのグラフから相関関係を見つけることはなかなか難しいところです。

○佐藤専門委員 それをお聞きしたかったということだと思うのですけれども、単純に地下水にダイレクトに表れてくるものでもないということですね。ありがとうございます。理解しました。

○中津川部会長 今の話で気になるのは、現に、飲用で健康に影響する可能性がないとは言えないですね。ずっと基準値を超過しているということを考えると、因果関係というのはある程度はっきりさせておいたほうがいいと思うのですけれども、場合によってはいろいろ規制したり、対策を考えたり、そういう方向にも持っていかななくては駄目だと思うのですが、いつもこの部会で、その辺の原因が何なのかという話が出てくるのですが、そこに踏み込めない歯がゆさいろいろあるのですけれども、どういう話に持って行けばいいのでしょうか。今、基準値を超えていることに対して、こういう対策とか、どう対応するのかということについてです。

○井上委員 佐藤委員のご質問は、硝酸性窒素濃度が高いのと、堆肥あるいは家畜ふん尿の投入、そういうものの因果関係があるのかという話で、私の理解では、例年そうなのですが、地下水の硝酸態窒素濃度が多いのは、農業地帯、特に畑作地帯で、必ずしも家畜ふん尿、堆肥の投入だけではなくて、普通の化成肥料も非常に影響していると思うのです。特に、玉ねぎ、野菜等の産地が多いという傾向がありますからね。

先ほど事務局も説明されたように、農業部門で施肥基準等を設けてそういう指導はされていると思いますので、今の部会長の事務局に対する質問としては、事務局より、農業部門、営農サイドで、どういう指導をなさっているのかということをもとめてご報告いただきたいと思いました。

恐らく、施肥のガイドラインとか、各営農団体のほうで適正な施肥を考えているはずですし、特に、ウクライナ以降、肥料が高騰しており、農家としても無駄な肥料は入れたくないというのがございますので、どういう指導をされているのか、この窒素濃度の高いと

ころで、特に高いところでなくて北海道の農業全般でも構わないのですが、どういう営農指導をされているのかというところを調べていただければいいのではないかと思います。

○中津川部会長 補足いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。その辺の対応というか、今後の対応に結びつけてほしいのですが、さらに言うと、もういろいろ対応されているのだけれども、改善が見られないということであれば、もう一步踏み込んだ対策というか、そういうことも考えてもらう必要が出てくると思うので、その辺の方向性も併せてお示しいただければと思います。

○事務局（菱沼課長補佐） 確かに、井上委員がおっしゃられたとおり、道のほうではそういう施肥についての指導もされていることはお伺いしておりますので、次の第2回部会でご説明させていただけるように、農業サイドにも内容を確認したいと思います。

申し訳ありません。宿題として次回に持ち越しになってしまうのですけれども、お願いいたします。

丸谷さん、手が挙がっていますが、どうぞお願いします。

○丸谷オブザーバー 硝酸性窒素の濃度の高い地域については、施肥の状況や、畜産の排せつ物の量がどれくらい出ているかといった詳細な調査をした事例はあると思うのですが、ご質問のように、濃度の低い地域について同じような調査を行って、その差がどう違うか、負荷量との濃度の関係といったところまで詳しくされているかどうかは分かりませんが、十勝とかオホーツクなどのような濃度の高い地域については過去に調査した事例があると思います。

基本的には、農政部サイドで施肥の指導をされていますので、適正な量が使われているということになっていると思います。

○中津川部会長 ほかにいかがでしょうか。

私からですが、令和4年度の結果ではないですけれども、室蘭市の油の汚染の話題提供がありました。これは、正式な情報としては出てこないという扱いですか。

また、先ほどご説明いただいた基準値を下回ったというのは、令和4年ですか、5年ですか、どちらですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 令和5年、今年度を実施しております。

○中津川部会長 ということは、令和4年の結果にはまだ記載されず、令和5年度の結果がまとまると思うのですけれども、そこでは何か正式な報告が出てくるのですか。

○事務局（菱沼課長補佐） この室蘭の地下水の測定は、令和5年の計画に基づく実施ではなく、計画とは別に測定している形になりますので、令和5年度の測定結果としては出ませんが、数字としては押さえております。

○中津川部会長 この後の審議になると思うのですけれども、令和6年度の測定計画という話で言うと、一つの意見としては、汚染井戸周辺地区調査もありまして、そこで社会的な大きな問題にもなっていますので、しっかり調べてもらったほうがいいのではないかと思います。道民のそういう不安を払拭する意味でも、もちろん室蘭市とかエネオスも調べ

るかもしれないのですけれども、北海道のほうも調べるといいうほうがいいのではないかと
いう気がしました。

ほかの委員からもご意見を承りながら、次の審議ということになると思います。

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 特になければ、続きまして、令和6年度の水質測定計画作成方針について、説明をお願いしたいと思います。

○事務局(工藤専門主任) それでは、令和6年度地下水の水質測定計画作成方針の案につきまして、資料3-2をご覧ください。

令和6年度の計画作成方針の案の中身につきましては、例年と同様とさせていただきたいと考えておりますが、改めて説明させていただきます。

令和6年度における地下水の水質測定計画につきましては、3ページに資料3-2、参考1としておつけしております国が定めた処理基準と、7ページ目に資料3-2の参考2としておつけしている当審議会の答申である基本的な考え方を基本として作成します。

1ページに戻っていただきまして、まず、1の概況調査です。

黒枠の中が方針(案)になっておりまして、黒枠の外に書いてあるのが補足事項になっております。

(1) ですが、令和元年度から令和7年度までの7か年で、水質汚濁防止法政令市を除く全道市町村を一巡する年次計画に基づきまして、令和6年度の対象市町村において、調査井戸選定方法による井戸を選定して調査を実施いたします。

(2) 測定項目は地域の全体的な水質の状況を把握するため、国の示した調査方法を踏まえ、基本的に全ての環境基準項目の測定を実施することとし、過去の調査実績を踏まえて、検出例がない項目は省略できるものといたします。

調査対象市町村については、9ページにおつけしました地下水の水質測定計画に係る概況調査実施市町村年次計画をご覧ください。9ページ目の参考3になります。

表の右から2番目、令和6年度を太枠で囲っております。この太枠内の市町村が調査対象となります。

1ページに戻っていただきまして、調査井戸選定方法になります。

全道の地下水の全体的な水質の状況を把握するため、次のとおり調査井戸を選定いたします。対象市町村の飲用の井戸で浅井戸、未調査の井戸を優先して選定いたします。

それから、対象市町村に未調査の地区がありましたら、未調査地区の井戸を優先して選定いたします。また、河川、山地等の地形を考慮して、その地区の代表点となるように井戸を選定いたします。

続きまして、測定項目です。

基本的に全ての環境基準項目を測定いたします。

測定除外項目につきましては、過去の調査実績から検出が見られなかった項目について

は、測定項目から除外することができるとします。また、アルキル水銀につきましては、総水銀が検出された場合に実施することといたします。

2 ページ目に移っていただきまして、2 の汚染井戸周辺地区調査です。

令和6年度に実施する概況調査において、環境基準値を超過する井戸が発見された場合、速やかに汚染井戸周辺地区調査を実施することといたします。

調査時期につきましては、環境基準値を超過する汚染が発見された場合、速やかに対象井戸の検討を行い、調査を実施します。

次に、3 番の継続監視調査です。

(1) 令和5年度までの調査実績を踏まえまして、環境基準値を超過している井戸、または超過していないが数年間の数値から経年的な変化を把握する必要がある井戸などの調査を実施することといたします。

(2) 環境基準の達成が数年間継続して確認できる場合は、調査の効率化の観点から測定頻度、測定項目の見直しを行うことといたします。

調査の継続についてですけれども、(1) 令和5年度の調査結果で環境基準値を超過している場合は、引き続き、令和6年度においても継続監視を実施いたします。

(2) 令和5年の調査結果で環境基準を達成している場合は、過去数年間の数値の状況を踏まえまして、調査頻度を減らして調査を実施することといたします。

調査の終了につきましては、長期間にわたって環境基準を達成している地区につきましては、国が定めた処理基準を踏まえて調査を終了することも検討いたします。

以上です。

○中津川部会長 ありがとうございます。

ただいま、令和6年度の地下水の水質測定計画作成方針について説明がございましたが、質問、ご意見がございましたらお願いします。

方針自体は過年度から変更はないという理解でよろしいですか。

○事務局（工藤専門主任） ありません。

○中津川部会長 ということですが、いかがでしょうか。

○佐藤専門委員 こういうことは例年どおりにするしかないと思うのですけれども、この時代というか、自治体といいますか、経費削減もそれなりに重要なことなのかと思ったので、別に変えるということではないのですけれども、例えば、測定地点を1割、2割減らしたりしても委託のお金はそんなに下がらないという理解でよろしいですか。その辺は検討もされたことがない感じですか。

○事務局（工藤専門主任） もちろん、地点数を削減しましたら委託費は下がりますので、検討しております。

○佐藤専門委員 毎年検討されているということですね。

○事務局（工藤専門主任） 毎年検討はしております。

○佐藤専門委員 減らすと下がるし、増やすと上がるというものなのですね。

○事務局（工藤専門主任）　そうです。

○佐藤専門委員　理解しました。ありがとうございます。

○中津川部会長　予算の制約もあると思うのですけれども、選択と集中で、必要なところはきちんと集中的にやったほうがいいし、さほど問題ないところは少し効率化を目指してもいいのではないかということだと思います。

集中ということと言いますと、先ほどご報告いただいた室蘭市のベンゼンの検出されるかどうかというチェックは、私も室蘭の市民なので非常に関心高く、地元では非常に大きなニュースになっておりますし、室蘭だけではなく全道的にも大きなニュースになっていますので、近傍の井戸でぜひ計画的に測っていただければなということですが、可能でしょうか。

どういう位置づけでやるかですね。継続監視ではないので、汚染が検出された場合に測るという位置づけになると思うのですけれども、そういう位置づけで、しっかりと測るということは可能でしょうか。

○井上委員　今日、最初に室蘭の状況をご報告いただいて、その中で、道としても独自に調査をなさったという話でしたけれども、その調査自体の位置づけはどうなっているのですか。今回の三つの概況調査とか汚染井戸周辺地区調査とは別になさったというふうに聞いていますが。

○事務局（工藤専門主任）　こちらの計画には入れておりません。計画外で実施しております。

昨年度の部会のごときにご説明させていただいたのですが、まずは、計画外で調査をして、もし汚染が確認された場合は、継続監視調査等を検討しようというご説明をさせていただいております。

○井上委員　部会長から、対象に加えたらどうか、2番の汚染井戸周辺地区調査の一つに加えたらどうかというご提案だと思うのですけれども、その前に、当事者といいますか、当該市町村である室蘭市がどんな調査をやっているかということも我々は情報がございませんし、そこで十分な調査をなさっているのであれば、その情報を道としても共有されれば、それでもいいと私は思っているのですが、その辺りの情報も含めてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思いました。

○事務局（菱沼課長補佐）　今回、我々が行った調査自体は、昨年度の水環境部会でも、測定したほうがいいのではないかとご意見をいただき、計画外ではありますが、水質を測定いたしました。1キロ以内で発見できた井戸が二つあり、その近いほうで水質測定をした結果、先ほどご説明したとおり、ベンゼンが検出限界以下であるという結果を得ております。

今、事業者側で改善作業もされていますけれども、ボーリングで井戸を掘り水質検査を実施して、汚染範囲の特定を実施しております。住民説明会でも公表されていることを私どもも承知しております。必要な部分については共有させていただいております。

○中津川部会長 立場というか、環境審議会とか水環境部会という道のオフィシャルな機関がしっかり測っているということと、事故が起きたときに事業者が対応するというのはやや違うような気がするので、できましたら、我々部会として測って問題があるのかないのかをはっきりさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど井上委員がおっしゃったように、室蘭市でそういうデータを十分取っているのであれば、それを情報共有していただいて、我々もそういうことを知っておきたいという話になっていくかと思うので、できましたら、宿題いっぱい増やして申し訳ないのですけれども、次回の第2回目の令和6年度の測定計画のときに、測る必要性があるのかどうかということを含めてご説明いただきたいと思います。

○井上委員 今、部会長おっしゃったとおりで思って、ではこの部会としてどういう位置づけでやっていくのかと考えたのですけれども、資料2ページの上にある2の汚染井戸調査地区調査というところで、環境基準値を超過する井戸が発見された場合には、速やかに実施することとするというふうに位置づけられているので、ここだけ見れば該当するなと。

では、どういうふうにやらないといけないのかといったときに、次のページで、環境省の文章だと思いますが、資料3-2の参考1の中ほど、(2)の②汚染井戸周辺地区調査ということで、事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について云々ということになっていて、やはりこれを読むと、やらないといけないのではないかと思います。

では、具体的にどうやってやるのかというのは、次の4ページの中ほどのイの汚染井戸周辺地区調査ということで、アからカに従ってかなり詳細に方法が明記されて、やるとなればこういうことをやらなければいけないのだなと思いながら読んでいたのですが、部会長が言ったように、室蘭市で同様の調査をやっているならばあえてやる必要もないので、室蘭市が、あるいは事業者が、どういう調査をやっているのかということをもっと把握していただいて、それで足りない部分、要するに、4の調査に乗らないものである場合は、やはり汚染井戸周辺地区調査に加える必要があるのかなと思いました。

ですので、現地でどういうふうに情報収集されているのかということ調べていただく必要があると思いました。

○中津川部会長 補足いただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

時間がなかなかタイトだと思うのですが、その辺の室蘭市との情報共有等、次回の部会のときまで整理いただくことは可能でしょうか。

○事務局(菱沼課長補佐) 次回までに、どんなことができるかも含めて整理させていただきたいと思います。

○中津川部会長 時間短い中で、とはいっても、次回にこの計画を確定させなければならぬので、そこも意識してこの計画を提示していただければと思います。

すみませんが、よろしくお願ひします。

ほかにご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 ほかになければ、令和6年度地下水の水質測定計画作成方針自体については事務局案のとおりでいいと思いますので、了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中津川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局案を了承しまして、次回の2月8日の本部会で令和6年度地下水の水質測定計画の審議を行いたいと思います。事務局は、この作成方針に基づき、令和6年度地下水の水質測定計画の作成をお願いします。

続きまして、その他としまして、事務局から1件の情報提供があるということでございます。よろしくをお願いします。

○事務局(西部主査) 昨年度の水環境部会に引き続きまして、お手元の北海道新幹線工事に係る水質監視への対応についてという資料によりご説明をいたします。

こちらの資料は、データの容量が大変大きい関係で、事前に電子メールではお送りしていない資料になります。そのため、オンラインで今日ご参加の方のために、今、資料共有、画面共有の準備を進めているところですので、少々お待ちください。

○山口オブザーバー 道総研の山口です。

もし表示に時間がかかるようでありましたら、聞いていますので、話を進めていただければと思います。

○事務局(西部主査) 分かりました。

では、説明に入らせていただきます。

資料の1ページ目です。

新幹線工事で発生する対策土の受入地に関しまして、昨年度に引き続き、事業主体である鉄道・運輸機構が測定している受入地周辺の水質測定結果や、受入地の下流に位置します公共用水域常時監視地点などにつきまして、この資料により説明をさせていただきます。

まず、1、公共用水域等への環境影響の監視についてでございますが、北海道新幹線工事において、特定施設が設置されているトンネル工事、仮設ヤードなどでは、水質汚濁防止法の排水基準が適用されますが、一方で、トンネル掘削等により発生する対策土の受入地にはこうした特定施設がなく、水質汚濁防止法の対象にはなっておりませんが、事業主体である鉄道・運輸機構におきまして、国土交通省が作成した建設工事における自然由来重金属等含有土壌への対応マニュアルに基づきまして、重金属対策を講じているところでございます。

次に、2、対策土受入地についてでございますが、新幹線工事に係る対策土受入地は、現在のところ、10の市町、16地区に設置されている旨が機構のウェブサイトで公表されております。

受入地の場所につきましては、4 ページ目の概略図をご覧ください。黒丸が受入地になります。

各受入地からの排水は、最寄りの小さな沢から河川へ、河川から海へと流下していきませんが、その大まかな流れを太線で示しております。

なお、海に近い受入地は縮尺の都合上、太線の記載を省略しております。

受入れ地 22 地区のうち、流下経路の下流にある公共用水域の常時監視地点は 7 か所ございまして、北斗市村山地区の下流に位置する函館海域、八雲町の鉛川地区の下流に位置する遊楽部川の立岩橋と遊楽部捕獲場、倶知安町大和地区の下流に位置する尻別川の名駒水位観測所と初田橋、赤井川村富田地区と仁木町長沢西・南地区の下流に位置する余市川の余市町浄水取水口と大川橋となっております。

鉄道・運輸機構では、各受入地において、原則毎月 1 回、受入地周辺の地下水や河川水などについて水質測定を実施しております。

測定結果につきましては、重金属等掘削土対策検討委員会や国土交通省で確認を行った上で、鉄道・運輸機構のホームページで公表されておりました、その資料を 5 ページ以降に添付しております。

再び資料の 1 ページ目に戻っていただきまして、受入地の一つ、北斗市村山地区でございますが、こちらでは、令和 3 年の 5 月と 9 月に同一の観測井戸 1 か所で地下水基準を超えるセレンが検出されております。

鉄道・運輸機構では、モニタリングを強化しまして、調査した結果、対策土に触れた水がくぼ地にたまり、蒸発等によって濃縮され、セレンの濃度が高まった水が地下浸透したことが原因と推定していることから、たまり水のくみ上げと堆積物の除去、滞水箇所への埋め戻しや覆土を行いました。

この対策によりまして、セレンの値は一時的に基準を下回る状況となりましたが、令和 4 年 4 月のモニタリングで再び基準超過が確認されました。

これを受け、令和 4 年 6 月までに観測点 6 か所を追加し、モニタリングを継続しております、その詳細は 9 ページ目の下段の地図に記載しております。

滞水箇所だった地点の下流側で基準の超過が続いていることから、鉄道・運輸機構では、かつての滞水が原因であると推測するとともに、引き続き、再発防止対策を検討することとしております。

続きまして、資料 20 ページになります。

長万部町国縫地区におきましては、令和 4 年の 1 月に採水した地下水 1 点において、環境基準値を超えるセレンが検出されまして、翌 2 月にはこれまでで最大の値を検出しております。

こちらに対する対応につきましては、次の 21 ページに記載しております。21 ページの下段、こちらに記載しております。

鉄道・運輸機構で現地を調査しましたところ、盛土の範囲が当初の計画より拡大しまし

て、測定点が盛土と近接しすぎていることによる影響が考えられたことから、下流側に測定点を追加設置しまして、当初の測定点の代替としております。

新しい測定点では、セレンの濃度は定量下限値未満の状態が継続しております。

そのほか、20地区の受入地では、これまでのところ、新幹線工事に起因すると考えられる地下水の異常値は認められておりません。

続いて、お配りした資料の3ページ目の3、汚水流出等が発生した場合の道に対応についてでございますが、北海道新幹線工事において事故などが発生した場合には、新幹線対策を所管する道の交通政策課が総合窓口として関係機関との連絡調整に当たるほか、庁内各部署がそれぞれの所管法令に基づく対応を行っております。

公共用水域への汚水流出などが発生した場合の基本的な対応の流れは下の表となっております。通報等により異常を感知した場合には、各関係機関との連絡調整を行いつつ、現地確認などにより現場の状況把握や情報収集などを行うとともに、被害拡大防止のための応急措置や原因究明、改善対策の実施などを行う流れとなっております。

以上でございます。

○中津川部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

これは、排出された水の水質や地下水の状況を報告していただいて、この部会で審議している公共用水域への影響ということで言うと、先ほど前段でご説明いただいた令和4年度の環境基準の関係の結果に何か影響しているものはないという理解でよろしいですか。

○事務局（加藤主任） はい。

先ほど、西部から公共用水域の測定地点を幾つか紹介させていただきましたけれども、いずれの地点におきましても、重金属は全て報告下限値未満ということで影響はありませんでした。

○中津川部会長 ほかにいかがでしょうか。

○井上委員 今回、北斗市と長万部町国縫の事例をご報告いただきましたけれども、新幹線工事をやっている事業者からこういった報告があつて道がその情報を得られるのか、道として積極的に情報を収集されているのか。

事故があつた場合というのは3ページで分かるのですけれども、通常で、今回のような基準値を超過するというようなことはあるというのを、道としてはどうやって把握されているのでしょうか。

○事務局（西部主査） お配りした資料の1ページ目の中段に点線で囲んでいる記述がございまして、この中の関係会議等への参画というところで2項目挙げてございます。

一つが北海道新幹線建設連絡調整会議ですが、これは道の交通企画課が事務局となっているものに私どもが構成員として参加しております。もう一つは、鉄道・運輸機構が事務局となっております自然由来重金属等掘削土対策検討委員会ですが、こちらにも私どもはオブザーバーとして出席しております。これらの場において、水質の測定結果、基準が超

過したとか、問題なかったとか、そういったところが報告されております。

○井上委員 その下の対策土受入地①の3行目に、事業者のほうでやっている検討委員会、それから、国土交通省は測定結果を確認しているというのがあって、その情報がどうやってこちらに来るのかと思いましたがけれども、今、ご説明あった二つの会で掌握されているということですね。

○事務局（西部主査） そうです。情報共有がなされることとなっております。

○中津川部会長 部会としては、そういう情報を知っているというか、見守るというか、そういう立場でいいという理解でいいのでしょうか。

○事務局（西部主査） 新幹線工事による水質の問題については、令和2年度の部会で、新幹線工事の水質に関する道の環境監視の体制はどうなっているかというご質問があったときに、事業者のほうで測定を行って、道としてもそれについての確認を行ったり、必要な助言や指導を行うという内容のご説明を当時させていただいておりますが、それを継続して、毎年、この部会でご報告しております。

○中津川部会長 分かりました。

では、引き続き情報提供をしていただくということと、万が一、公共用水域に影響が出てくるようなことがあれば、この部会としていろいろ意見を出すということになると思いますので、そういう位置づけで引き続きよろしくをお願いします。

○事務局（西部主査） 承知しました。

○中津川部会長 ほかにいかがでしょうか。

○中谷専門委員 教えてほしいのですけれども、資料22ページに、ヒ素と同時に硫酸イオンの濃度のモニタリングを行っているところがあるのですが、硫酸イオンの濃度のモニタリングのデータで、濃度が非常に低いということは分かっているのですけれども、縦軸が非常に高い値で、0から200の範囲で記載されています。低いなら低いで、縦軸をもっと小さい範囲で表記してもいいと思います。

下に書いてある環境中の濃度でも、10ミリグラム／リットル前後等に比べると低いのだと思うのですけれども、あまり今、縦軸のレンジを大きく取り過ぎてしまって、せっかく測っているものが全然見えなくて分かりづらいので、ぜひ変えてもらいたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西部主査） 鉄道・運輸機構に、どういう意図でこのレンジにしているかも含めて確認を取りたいと思います。

○中津川部会長 ぜひお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中津川部会長 それでは、全体を通してご質問、ご意見等あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村オブザーバー 漁連の中村です。

水産の立場だけではなくて道民全体の関心の部分があると思うのですけれども、P F A Sの問題というのが、これからラピダスが来るということで、川とか土とか、かなり関心が持たれていると思います。

P F O AとP F O Sでしたでしょうか、発がん性が特に強いと言われているものはもう使用が禁止されているということで、ラピダスのほうもそういうのは使わないという話は聞こえてきているのですけれども、2月には、P F H x Sという新しい物質の規制等も発表されると伺っているのですが、道としては、2027年にラピダスが本格稼働する、量産ラインを動かすということを見据えたときに、そういうものを測る予定とか、もう既にやられているとか、そういう情報があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○事務局（菱沼課長補佐） 今、測定している体制としては、道としても美々川的美々橋という地点で、P F O SとP F O Aの測定を行っております。

それ以外に、道内で北海道開発局と旭川市でも測定を行っておりまして、全部で道内8地点で測定を行っております。

いずれも測定結果は非常に低い値となっております。

先ほどお話のあったとおり、事業者のほうでもP F O S、P F O Aは使わないというお話はされていますけれども、関心自体は高いというのは承知はしているというところです。

○中津川部会長 稼働はこれからなので、もしその影響が出てくるとすれば今年度、来年度とか、これからということになりますよね。今のところは、だからまだ今のバックグラウンドの状況では問題ないということなのですからけれども、もしかしたら何か上がってくるかもしれないという可能性があるかと、そういう理解でよろしいですか。

○事務局（菱沼課長補佐） そうですね、使わないとは言っておりますが、現状として測定をしていて、そのような結果になっている状況です。

○中津川部会長 最初から決めつけるのはよくないと思うのですけれども、念のためにそういう部分は測って、問題があれば、これも要監視項目の中に入ってくるということです。

ほかにいかがでしょうか。

予定の時間を若干超過していますので、もしなければこれで本日の議事を終了したいと思います。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉 会

○事務局（菱沼課長補佐） 本日は、長い時間ご審議いただき、どうもありがとうございました。

次回の水環境部会は、事前に日程も確認させていただいております、ご案内もさせていただいていましたけれども、2月8日木曜日の午後1時から、かでの2・7の520研修室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の水環境部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上